

ウメ輪紋ウイルスの調査について

農林水産省では、国内の一部地域で発生しているウメ輪紋ウイルス（※1）の封じ込め及び根絶を図るため、法律（植物防疫法）に基づき、このウイルスに感染するおそれのある植物の移動規制、感染が確認された植物等の伐採、発生範囲を確認するための調査等を実施してきました。

平成28年度～平成30年度にかけ横浜市内（鶴見区、港北区）の一部において調査を実施してきたところですが、令和元年5月29日に開催された「ウメ輪紋ウイルス対策検討会」において、現行の防除対策を試行的に見直すとの方針が示されたことに伴って、調査を見直すこととなりました。

昨年度は、感染植物を発見し廃棄するため、ウメ樹等を有する全ての方を対象に調査を実施しましたが、今年度は、より良い防除対策を検討するための知見収集を目的に、一部の方を対象とした調査を実施させていただきたいと考えております。引き続き調査へのご協力をお願いします。

※1 ウメ輪紋ウイルスとは

ウメ、スモモ、アンズ、モモ、ユスラウメなどに感染する植物ウイルスで、海外では、このウイルスにより、果実が成熟前に落果するなどの報告がありますが、現在のところ、国内では果樹生産に大きな被害は確認されていません。我が国では、平成21年に東京都青梅市で初めて発生が確認され、現在、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県等でも発生が確認されています。

なお、このウイルスはヒトや動物に感染することはありません。

《お問い合わせ先》 平日：8時45分～17時15分

農林水産省 横浜植物防疫所 国内検疫担当

電話：045-285-7135